

## 仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例

### 目次

第一章 仙台市いじめ問題対策連絡協議会（第一条—第六条）

第二章 仙台市いじめ問題専門委員会（第七条—第十三条）

第三章 仙台市いじめ問題再調査委員会（第十四条—第十六条）

### 附則

第一章 仙台市いじめ問題対策連絡協議会

#### （設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、仙台市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第二条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下この条及び第八条第一号において同じ。）に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

#### （組織）

第三条 連絡協議会は、委員十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 児童又は生徒の保護者
- 三 本市の職員
- 四 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

#### （会長及び副会長）

第四条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第五条 会長は、連絡協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(委任)

第六条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

## 第二章 仙台市いじめ問題専門委員会

(設置)

第七条 法第十四条第三項及び第二十八条第一項の規定により、仙台市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第八条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- 一 いじめの防止等のための対策に関する調査研究等
- 二 法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係の調査

(組織)

第九条 専門委員会は、委員十人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第十条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第十一条 特別の事項を調査させるため、委員長が必要があると認めるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第十二条 委員長は、専門委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第十三条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

### 第三章 仙台市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第十四条 法第三十条第二項の規定による調査を行うため、仙台市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十五条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(専門委員会の組織等の規定の準用)

第十六条 第九条から第十三条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第九条第二項及び第十一条第二項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。